

東海地区大学図書館協議会加盟館間の  
来館利用に関する暫定協定

制 定 平成 16 年 7 月 14 日

( 目的 )

第 1 条 この協定は、東海地区大学図書館協議会（以下「協議会」という。）に加盟する図書館の利用者が、他の加盟館を来館利用する際の利用手続きの簡素化を図り、もって東海地区における図書館間の相互協力の進展に寄与することを目的とする。

( 対象となる図書館の範囲 )

第 2 条 この協定の適用を受ける図書館は、協議会に加盟する愛知県、岐阜県、三重県及び静岡県に所在する大学、短期大学、国立大学共同利用機関および高等専門学校で、この協定に参加を表明した図書館（以下「協定加盟図書館」という。）とする。

2 協定加盟図書館は別表で定める。

( 利用者の範囲 )

第 3 条 この協定の適用を受ける利用者（以下「利用者」という。）は、第 2 条で定める協定加盟図書館の学内利用対象者である学生、大学院学生及び教職員とする。

( 来館利用の手続き )

第 4 条 利用者は、協定加盟図書館を訪問し利用しようとする際には、所属機関の発行する、学生にあっては学生証を、教職員にあっては身分証明書（または職員証）を携帯し、当該図書館の受付等で提示しなければならない。

( サービスの範囲 )

第 5 条 利用者が受けられるサービスの範囲は、訪問先の当該図書館の利用規則等で定められた範囲内とする。

( 雑則 )

第 6 条 この協定に定めるもののほか、協定加盟図書館での来館利用に関して必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この協定は、平成 16 年 7 月 20 日から実施する。

東海地区大学図書館協議会加盟館間の  
来館利用に関する暫定協定第5条に関する申し合せ

平成 16 年 7 月 14 日  
東海地区大学図書館協議会

東海地区大学図書館協議会加盟館間の来館利用に関する暫定協定（以下「協定」という。）第5条の「利用者が受けられるサービス」について、とくに貸出サービスに関する円滑な運用を図るため、以下のことを申し合せ事項とする。

第1（図書貸出サービスにおける延滞への処理）

協定加盟図書館が学外からの来館者に貸出した図書資料を、その借用者が延滞した場合、その督促処理等は、貸出側の協定加盟図書館が行うが、延滞が長期に亘るもしくは借用者との連絡が付きにくいなどの状況が生じた場合には、協定加盟図書館は、その旨を借用者の所属する大学等の協定加盟図書館に通知することができる。

第2（協定加盟図書館の協力の義務）

第1による通知を受けた協定加盟図書館は、当該借用者に速やかに連絡を取り、延滞図書の返却を迅速かつ確実に行うよう指導するなどの協力をするものとする。

附 記

この申し合せは、平成 16 年 7 月 20 日から実施する。